

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 十六の四 （略）</p> <p>十七 （略）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ （略）</p> <p>ニ 「（二）カルボキシラトフェニル」チオ」（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサル）○・一%以下を含有する製剤</p> <p>ホ （略）</p> <p>ヘ 七チ （略）</p> <p>十七の二 十九 （略）</p> <p>十九の二 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含む製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一・五%以下</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 十六の四 （略）</p> <p>十七 水銀化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ オレイン酸水銀及びこれを含む製剤</p> <p>（新設）</p> <p>ニ 酸化水銀五%以下を含有する製剤</p> <p>ホ 七チ （略）</p> <p>十七の二 十九 （略）</p> <p>十九の二 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含む製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート○・五%以下</p>

を含有するものを除く。
十九の三～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二十一 (略)

二十二 (略)

二十二の二 「二―カルボキシラトフェニル」チオ」(エチル

水銀ナトリウム(別名チメロサル)○・一%以下を含有する製剤

二十二の三 (略)

二十二の四・二十二の五 (略)

二十三～三十一の三 (略)

三十二 (略)

(109)(1) (略)

(108) (略)

(110) | 一・二―ジ(二―〔四―二―(二―メチルプロポキシ)

カルボニル―ニ―シアノエテニル〕フェニルチオ〕エトキシ

エタン及びこれを含有する製剤

(111) | (略)

(112) | (略)

(187) |

を含有するものを除く。
十九の三～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二十一 (略)

二十二 カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質を除く。

(新設)

二十二の二 ぎ酸及びこれを含有する製剤。ただし、ぎ酸九〇%

以下を含有するものを除く。

二十二の三・二十二の四 (略)

二十三～三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(109)(1) (略)

(108) (略)

三―(六・六―ジメチルピシクロ「三・一・一」ヘプターニ―エン―ニ―イル)―ニ・ニ―ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤

(新設)

(110) | N―(α・α―ジメチルベンジル)―ニ―シアノ―ニ―フ

エトリアセトアミド及びこれを含有する製剤

(111) | (略)

(186) |

三十三〜七十一の三 (略)

七十一の四 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベン
ジルⅡ (Z) ― (一RS・三RS) ― 三― (二―クロロ―三・
三・三―トリフルオロ―一―プロペニル) ― 二・二―ジメチル
シクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン) 一・五
%以下を含有する製剤

七十一の五〜百の六 (略)

百の七 (略)

百の八 四―メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤
。ただし、四―メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有する
ものを除く。

百の九 (略)

百の十〜百の二十 (略)

百一〜百十 (略)

2 (略)

三十三〜七十一の三 (略)

七十一の四 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベン
ジルⅡ (Z) ― (一RS・三RS) ― 三― (二―クロロ―三・
三・三―トリフルオロ―一―プロペニル) ― 二・二―ジメチル
シクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン) ○・五
%以下を含有する製剤

七十一の五〜百の六 (略)

百の七 メチル― (四―ブロム―二・五―ジクロルフエニル) ―
チオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤

(新設)

百の八 メチルホスホン酸ジメチル

百の九〜百の十九 (略)

百一〜百十 (略)

2 (略)